

環循適発第 1908061 号

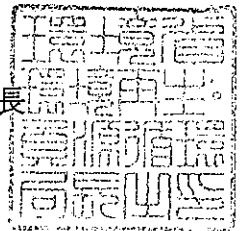
環循規発第 1908063 号

令和元年 8 月 6 日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

会 長 永 井 良 一 殿

環境省環境再生・資源循環局長



廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、コンゴ民主共和国で感染が拡大しているエボラ出血熱について、世界保健機関が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であることを宣言し、国際的な感染拡大の可能性も指摘されている現下の状況に鑑み、政府においても、エボラ出血熱対策に関する関係閣僚会議及びエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議を設置し、発生時の対応について関係機関間相互で改めて確認を徹底等することとしております。

エボラウイルスを始めとする人が感染し、及び感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）（以下「マニュアル」という。）（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところです。貴連合会におかれても、これらの廃棄物の適切な処理の確保のため、必要な措置の実施に努めるとともに、主として運搬時、処分時において作業員への感染防止に万全を期すよう貴連合会会員に周知徹底をお願いします。